

9. 情報通信分野

<p>情報・通信(1)</p>	<p>有線電気通信設備の届出における事項書の記載省略化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>有線電気通信設備が「①二人以上の者が共同して設置するもの」、「②他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「③他人の通信の用に供されるもの」のいずれかに該当する場合、有線電気通信法第3条2項に基づき、同法第3条1項に規定する「有線電気通信の方式の別」、「設備の設置の場所」、「設備の概要」の事項のほか、その使用様態その他総務省令で定める事項を併せて総務大臣に届け出なければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>有線電気通信法第3条2項に規定する「①二人以上の者が共同して設置するもの」、「②他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの」、「③他人の通信の用に供されるもの」のいずれかで有線電気通信設備を設置する場合の届出の事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)において、「設備の概要」の記載を省略すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)の「設備の概要」の項目に記載する「交換機」、「増幅器又は光電変換器」、「保安装置」、「線条」および「電柱」の種類については、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第3)に添付する回線図に記載することで設備の構成と種類を把握することが可能であることから、事項書(有線電気通信法施行規則の別紙様式第2)に記載する「設備の概要」については記載を省略しても問題がない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>有線電気通信法第3条、第3条の2項 有線電気通信法施行規則別紙様式第2、別紙様式第3</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p>

情報・通信(2)	工事を要しない有線電気通信設備の変更における届出の廃止【新規】
規制の現状	<p>有線電気通信設備の届出事項を変更する場合、当該設備の工事を要しない場合についても、有線電気通信法第3条に基づき「変更の日から二週間以内」に総務大臣に届け出なければならない。</p>
要望内容	<p>有線電気通信設備の変更において、当該設備の工事を要しない場合については届出不要とすべきである。</p>
要望理由	<p>工事を要しないときの変更とは、実際には、届出者の法人格が同一のまま、単なる社名変更、事業所名称変更および住所表記変更のみであることから、この場合の変更については届出不要とし、変更元の法人格が一般的に取引先や関係会社等に社名や住所等の変更を案内する文書等を総務省等関係機関へも案内することで変更届の代用とし、その案内を既に申請している届出書に添付することで手続の簡素化が可能である。</p>
根拠法令等	有線電気通信法第3条
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

情報・通信(3)	移動体向け放送サービスの提供に伴う法制度・ガイドラインの見直し【新規】
規制の現状	<p>総務省は、世界最先端のワイヤレスブロード環境を構築するため、周波数の再編割当を行っている。中でも、移動体サービス向けに1.7GHz帯及び2GHz帯で3社に周波数割当を行い、また今後2.5GHz帯や700Mhz帯、1.5GHz帯でも周波数の割当を行う予定である。こうした新規移動体通信サービスにおいて、不特定多数が同時に情報を取得する「放送サービス」が計画されているが、電気通信役務利用放送の対象は衛星放送及びケーブルテレビ放送であり、移動体サービスが含まれていないため放送としてのサービス提供を行うことができない。また、通信インフラを持たない放送事業者がMVNO(仮想移動通信事業者)としてサービス提供を行うことも想定されるが、現行のガイドラインは電気通信事業者による移動体サービスを想定しているため、放送事業者がMVNOとしてサービス提供を行うことが出来ない。</p>
要望内容	<p>①電気通信役務利用放送法及び総務省令で定める電気通信役務利用放送に、移動体向け放送も含めるべきである。 ②「放送サービス」提供の場合のMVNOに対し、インフラ/サービス提供が公正に行われるようガイドラインを見直すべきである。</p>
要望理由	<p>通信インフラを利用した移動体利用者向けの「放送サービス」は、用いられる技術等は「通信」に該当するが、実際のサービスは不特定多数が同時に同じ情報を取得する「放送」サービスである。放送事業者が、移動体サービスにおいても「放送サービス」を行うことを法制度上も担保することで、移動体向けサービスの多様化及び新たなビジネス創出につながると考える。</p> <p>また、放送事業者が、通信インフラ・技術を用いた「放送サービス」の実施を希望しても、実際に通信設備を保有する通信事業者が設備の提供を行わなければ、「放送サービス」は提供できない。サービスの多様化及び新たなビジネス創出を促進し、幅広い移動体向け放送サービスを実現するためには、自ら通信インフラを所有しない放送事業者が、既存及び新規通信事業者からインフラ/サービスの貸与を受けてサービス提供ができる制度環境が必要である。そこで、通信設備を保有する通信事業者から、「放送サービス」を希望するMVNOに対して設備の提供が公正に行われるよう、ガイドラインを見直すべきである。</p>
根拠法令等	<p>電波政策ビジョン(2003年7月) 周波数の再編方針(2003年10月) 周波数再編のアクションプラン(2004年8月、2004年10月) 電波法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、放送法、 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン(2004年4月)</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

情報・通信(4)	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証手続の見直し【新規】
規制の現状	<p>技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。</p> <p>既に認証済の無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加することで、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記しなければならない。</p>
要望内容	<p>例えば、既認証において認められている利得より小さいなど、一定の条件下で新たなアンテナを接続する場合には、再度の認証を不要とするか、あるいは認証の対象としても認証番号の変更は不要とすべきである。</p> <p>また、再度の認証が不要とされている、「当初の認証の際に一定の条件を満たす空中線が想定されている」事例について明確にすべきである。</p>
要望理由	<p>新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならない、大変なコストと手間が伴うとともに、新製品の市場投入が遅れることにもなる。</p> <p>認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるものの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるをえない。</p> <p>そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。</p>
根拠法令等	電波法第2条、第38条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第8条、第20条、第27条、第36条
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

情報・通信(5)	住民税にかかる諸手続きの電子化および窓口の一本化【新規】
規制の現状	<p>住民税にかかる特別徴収の手続き※は、地方公共団体ごとに「原則として書面の受け渡し」により行われている。</p> <p>※①「市民税・県民税、特別徴収税額の通知書」の地方公共団体から企業への送付 ②「給与支払報告書」の企業から地方公共団体への送付 ③「給与所得者異動届出書」の企業から地方公共団体への送付 ④「特別徴収税額通知書」の企業から従業員への授受 ⑤納税</p>
要望内容	<p>①一連の手続きについては、「紙媒体による書面」ではなく、電子データでの授受を原則とするべきである。</p> <p>②窓口組織を設定し、そこでデータの取り纏めを行うようにすべきである。</p>
要望理由	<p>①紙媒体で送付されているデータを電子データに変えることで、企業・各地方公共団体双方の事務処理負担が軽減される。</p> <p>②その際、単に紙を電子データに置き換えるだけで、地方公共団体ごとに手続きを行なうことではメリットが激減する(全国展開している企業の場合、対象となる市区町村等が何百にも及ぶ)ため、窓口となる組織(ポータルサイト)を設定し、地方公共団体から送付されたデータを企業毎に集約するとともに、企業から全地方公共団体分について一括送付されたデータを地方公共団体毎に振り分ける処理を行うことが必要である。</p>
根拠法令等	<p>地方税法第13条、第317条の6、第321条の5 地方税法施行規則第9条の5、第10条</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課</p>

情報・通信(6)	固定資産税の納付手続きの電子化推進
規制の現状	<p>①固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市区町村長に対し、税金を納めなければならない。</p> <p>②固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産税課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村に申告しなければならない。</p>
要望内容	<p>固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続きならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。</p>
要望理由	<p>現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受付ける金融機関にとっては、事務が煩瑣であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実際には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様がバラバラであり、企業の集計作業等において不便が生じている。固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。</p> <p>現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行われているが、納税者の利便性向上の観点から、全ての市町村で電子納税が行えるよう、汎用システムの導入を早期に図るべきである。</p>
根拠法令等	地方税法第362条、第364条、第383条
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課

情報・通信(7)	公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一
規制の現状	<p>公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、現状では地方公共団体により様式にかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、逐一調査する必要がある)。</p> <p>また、電子申請についても、それぞれの地方公共団体が独自の形式をとっている。</p>
要望内容	<p>①政府として、各地方公共団体における「公共工事指名願い」の様式を統一すべきである。</p> <p>②①を行った上で、各地方公共団体におけるオンライン手続きを共通のものとするべきである。</p>
要望理由	<p>現状では、地方公共団体ごとに様式がまちまちであり、調査に時間をかける必要があるため、全国展開している企業にとっては、事務が煩瑣で利便性に欠けている。</p> <p>企業における業務の効率化・労働時間の短縮化を実現するために、指名願いの様式を統一するとともに、オンライン手続きについても共通化することを要望する。</p>
根拠法令等	各地方公共団体の指名願い様式等に関する通達
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省大臣官房地方課 総務省自治行政局